

特定非営利活動法人地域活動サポートセンター柏崎定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域活動サポートセンター柏崎という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県柏崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然災害で被災した地域に暮らす高齢者・障がい者及び援助を必要としている住民に対し、自助・共助・公助の関係のもと復興支援活動がより効果的に行われるよう活動する。

- 2 公の機関に頼るだけでなく、住民一人一人が共に手を取り合い、地域の中で住民主体の福祉コミュニティの構築を助成する。
- 3 住民のボランティアニーズに対応できるような各支援組織のネットワークを構築する中間的支援を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 福祉のまちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動にかかわる事業
 - ① 復興ボランティアセンター活動援助事業
 - ② 仮設・復興住宅の福祉的見守り・支援ネットワークづくり
 - ③ 被災者への各種イベントの企画・運営
 - ④ 在宅福祉サービスの企画・開発・実施
 - ⑤ 防災・防犯ボランティアの養成研修
 - ⑥ 被災者総合相談サロンの開設
 - ⑦ その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうち、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(理事長、副理事長の職務)

- 第15条 理事長は、会務を統括し、この法人を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、職務を代行する。
 - 3 理事長、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事が順次その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執務する。

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、就任後2年以内に終了する最終の決算期に係る通常総会終結の時まで任期を短縮することができる。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が再任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(監事による監査)

第21条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 法人の解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任または解任、職務及び報酬

(6) 会費の金額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって召喚する短期借入金を除く。その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(通常総会)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 通常総会は、理事長が招集する。

3 通常総会を招集するときは、書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 通常総会の議長は、その総会において出席した理事から選出する。

5 通常総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 6 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第21条第5項の規定により、監事から招集があったとき
 - (4) 理事長は、規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない
- 8 総会の議事については、議長及び総会において選任した議事録署名人2名は、総会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(表決権等)

第26条 正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決しすることができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第21条第6項の規定により監事から招集の請求があったとき
- 2 理事会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

- 5 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 6 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 7 理事会の議事については、議長及びその会議において選任した議事録署名人2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(表決権等)

第30条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて管理する。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(暫定予算)

第35条 やむを得ない理由により総会に於いて予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収支支出することができる。

- 2 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収支支出とみなす。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事	阿部	修
理事	石坂	泰男
理事	大掛	幸夫
理事	西川	紀子
理事	稲垣	文彦
理事	李	仁鉄
理事	石井布	紀子
理事	大塚真	光子
監事	岸	充昭
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成21年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画、収支予算は、第24条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費	(個人)		2,000円
正会員年会費	(団体)	1口	5,000円
(2) 賛助会員年会費	(個人)		2,000円
賛助会員年会費	(団体)	1口	5,000円

附 則 (平成21年5月17日一部改正)

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。
(第30条表決権等、平成21年9月8日)

附 則 平成24年6月1日一部改正 (第2条2項 従たる事務所の変更)

附 則 平成29年5月29日一部改正 (第2条 主たる事務所の変更)
(第42条 公告の方法の変更)

附 則 平成29年5月29日一部改正 (第9条 会員の資格喪失 語句修正)
(第16条 役員の任期の変更)
(第21条 監事による監査 語句修正)

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (平成29年8月22日) から施行する。